

EU CBAM 実施規則対応セミナー

CBAMの概要

TÜV SÜD Japan Ltd.
IS-CAC 森 雅史



テュフズードジャパン | 概要



インダストリー



ヘルスケア &
医療機器



産業機器



一般消費財



モビリティ &
自動車



食品



化学物質 &
プロセス



エネルギー

主なサービス

- ・ 監査・システム認証
- ・ 試験サービス
- ・ 製品認証
- ・ 各国認証(GMA)
- ・ トレーニング・セミナー
- ・ 機能安全

テーマ

- ・ サイバーセキュリティ
- ・ サステナビリティ
- ・ AI(人工知能)

テュフズードジャパンは、1866年から続くテュフズードの事業基盤の下、日本市場における品質、安全試験と認証への需要拡大に応えるため1993年に設立されました。



5

オフィス・試験所数



237

従業員数



2,400+

顧客数



TÜV SÜD at a glance

数字で見るテュフズード



15,900+

専門家の数



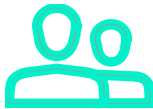
~160

安全性、セキュリティ、サステナビリティに関するビジネス経験年数



1,000+

世界の拠点数



~28,000

従業員数



€3.1

年間売上

(5,735 億円, 1 € = 185 円)



100 %

独立性& 中立性

私たちはお客様とパートナーに対し、市場参入とリスク管理という価値を提供します。
そして、より安全でサステナブルな未来を創造します。

事例紹介:

世界におけるサステナビリティの主なプロジェクト事例



複数の施設において持続可能なウォーターフットプリントを実現するための革新的なソリューションを通じ、純水使用量削減目標の達成状況を検証する。

Aluminium producer, India



グリーン水素規格CMS 70の認証。

Masdar, United Arab Emirates



下水道未整備地域向けの衛生技術および地域規模の資源回収技術の普及を促進するためのISO 30500およびISO 31800の策定。

Bill & Melinda Gates Foundation, South Africa, India & Bangladesh



ジェンbacher社製タイプ4および6の製品ライン、ならびに100%水素で発電所を稼働させることを目的とした関連コンセプトに対し、「H2-Readiness」認証を発行しました。

INNIO Group, Germany



製品のエネルギー源と排出量を透明性を持って追跡するためのブロックチェーンシステム「クリーンエネルギー証明書(CEC)」の立ち上げに向けた協業。

Siemens Energy and dena, Germany



持続可能な開発と事業運営を実現するための、様々な分野における技術的助言。

Developer, Saudi Arabia

CBAMの概要

輸入者の義務と日本の事業者への要求事項



EU ETS & CBAM法改正の沿革

EU炭素排出量取引市場

1997	▪ Kyoto Protocol（京都議定書）採択
2003	▪ EU ETS Directive採択
2005	▪ EU ETS制度開始
2015	▪ Paris Agreement（パリ協定）
2018	▪ EU ETS Directive改定
2021	▪ 欧州委員会がCBAM規則案を公表
2023	▪ CBAM移行期間開始（四半期報告義務）
2026	▪ CBAM本格適用開始

EU ETSとCBAMの背景

EU ETSとは

2005年開始

現在は第4フェーズ（2021-2030）
“Fit for 55” に基づき制度強化中

約30か国が参加

EU加盟国 + EEA-EFTAの一部
（ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン）
約10,000超の固定施設が対象

Cap & Trade 制度

総量（Cap）を設定し、
排出枠を取引（Trade）

排出に炭素価格を付与し、 GHG削減を促進

炭素集約型産業の脱炭素を支援

EU ETSの仕組

MRV + Cap & Trade



Monitor

モニタリング
排出量を測定・記録



Report

報告排出量を報告



Verify

検証
第三者が排出量を検証



Surrender allowances

排出枠の返納
検証済み排出量に応じて排出枠を返納

Cap & Trade（排出枠の取引）



市場



排出枠が不足
→購入

排出枠が余剰
→売却

副作用（カーボンリーケージ）とCBAM

カーボンリーケージのリスクとCBAMの導入



EU域内の生産者

炭素価格の負担により生産コストが上昇



生産拠点の海外移転

炭素価格が低い地域へ生産が移転
（カーボンリーケージ）



低炭素価格地域からの輸入増加

EUに再び輸入され、競争上の不公平が発生

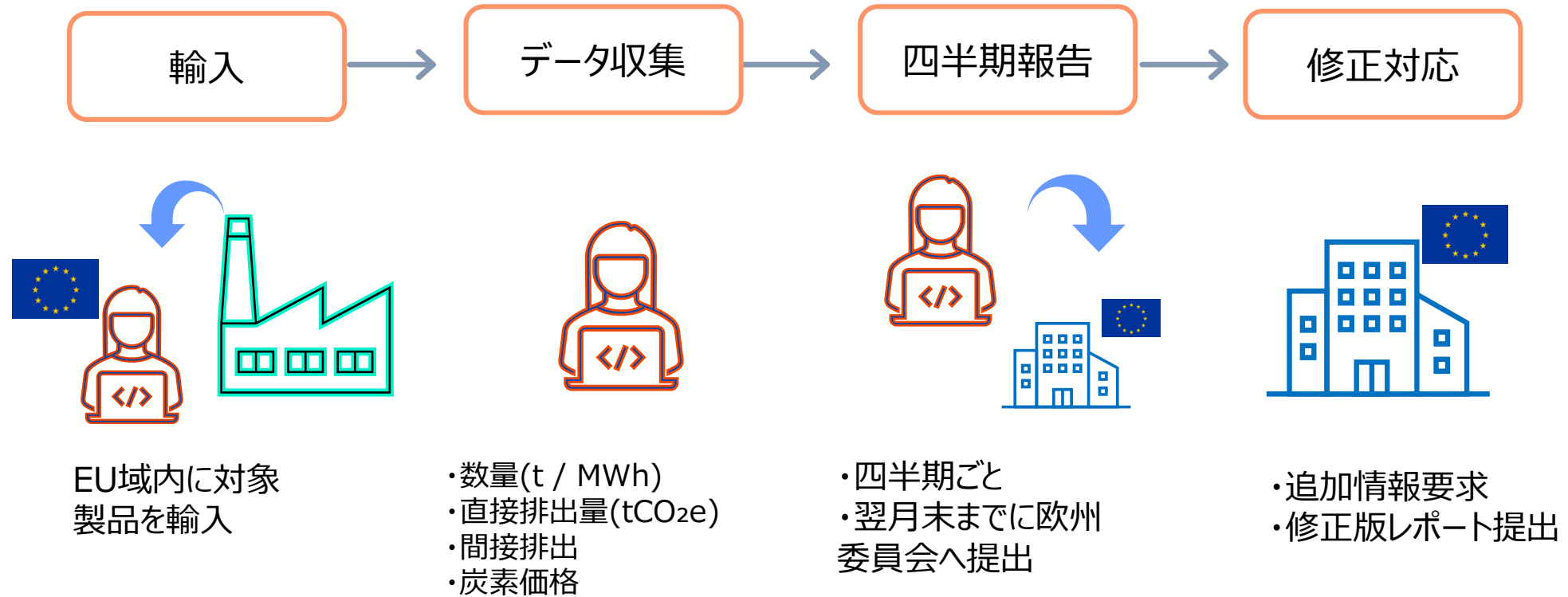
CBAMの導入

Carbon Border Adjustment Mechanism



輸入品に対して、EU ETSと同等の炭素価格
コストを負担することで、EU域内外の公平な
競争環境を確保するとともに、グローバルな排
出削減を促進する。

移行期間中の輸入者の義務



移行期間後の新たな義務 CBAM証書の購入

CBAM証書とは

'CBAM certificate' means
a certificate in electronic format corresponding to one tonne of CO₂e of embedded emissions in goods

「CBAM証書（CBAM certificate）」
物品に含まれる体化排出量のCO₂e 1トンに対応する電子形式の証書をいう。



移行期間後は、CBAM証書の取得・提出義務が中心となります。

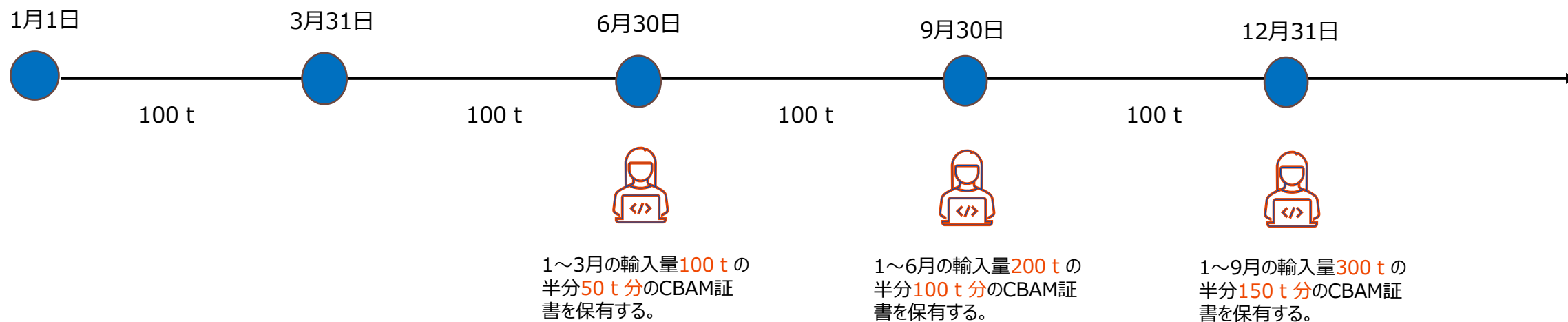
移行期間後の新たな義務

CBAM証書の50%保有義務

保有基準： 各四半期末に、その年の初めから輸入した全製品の体化排出量の少なくとも50%に相当する証書を翌四半期末までにアカウントに保有している必要があります。

算出方法： この50%の算出には、以下のいずれかを用います。

1. 附属書IVに基づくデフォルト値（マークアップなし）
2. 前年に引き渡した証書数（同じCNコード・原産国の場合）



移行期間後の新たな義務

年次CBAM申告 + CBAM証書提出義務

認定CBAM申告者は、毎年9月30日までに、前暦年に輸入した製品の体化排出量に相当する数のCBAM証書を、CBAMレジストリを通じて提出しなければいけません。

- ・この義務は、2026年分（最初の対象年）の排出量が、2027年に初めて適用されます。
- ・引き渡された証書は、欧州委員会によってレジストリから削除されます。

翌年3月31日



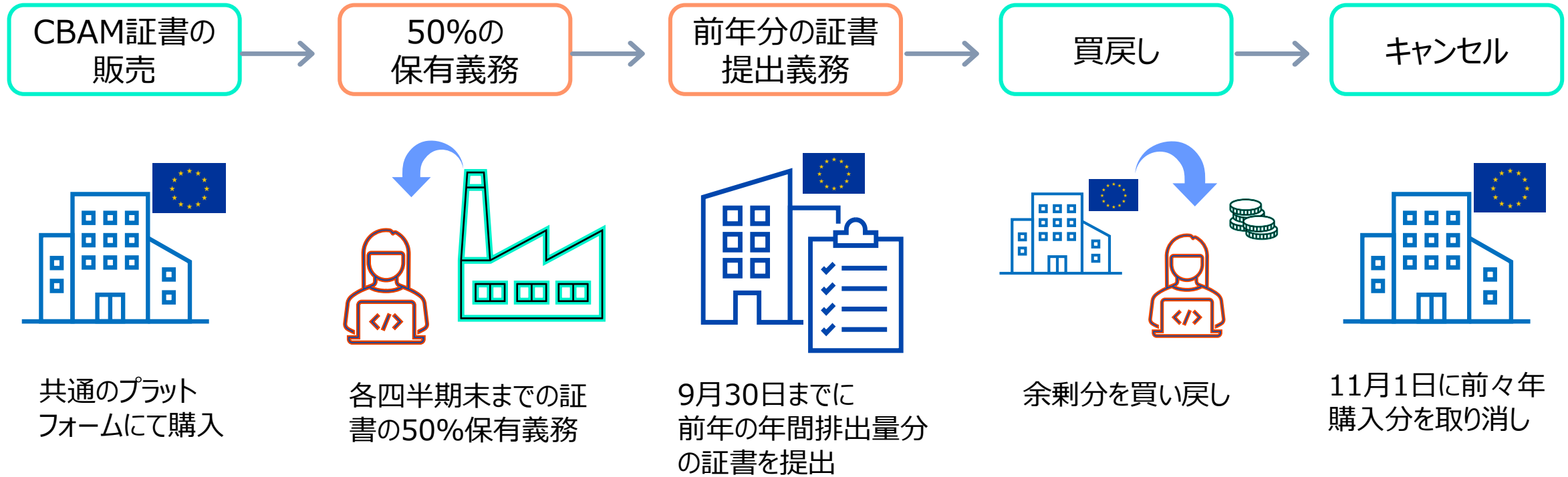
前年1～12月の輸入量
400 t の半分 200 t 分の
CBAM証書を保有する。

翌年9月30日

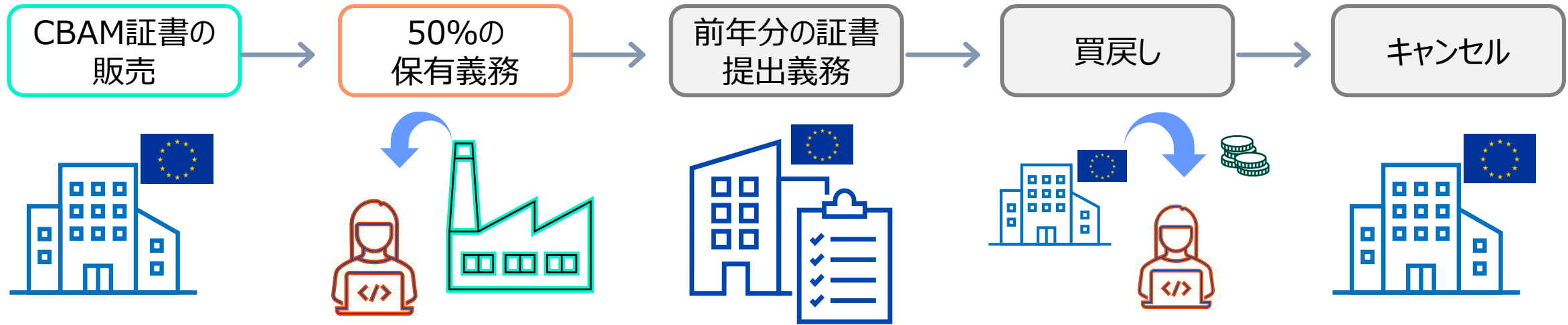


前年1～12月の輸入量
400 t 分のCBAM証書を
提出する。

移行期間後の新たな義務



2027年の動き



2027年2月から販売開始

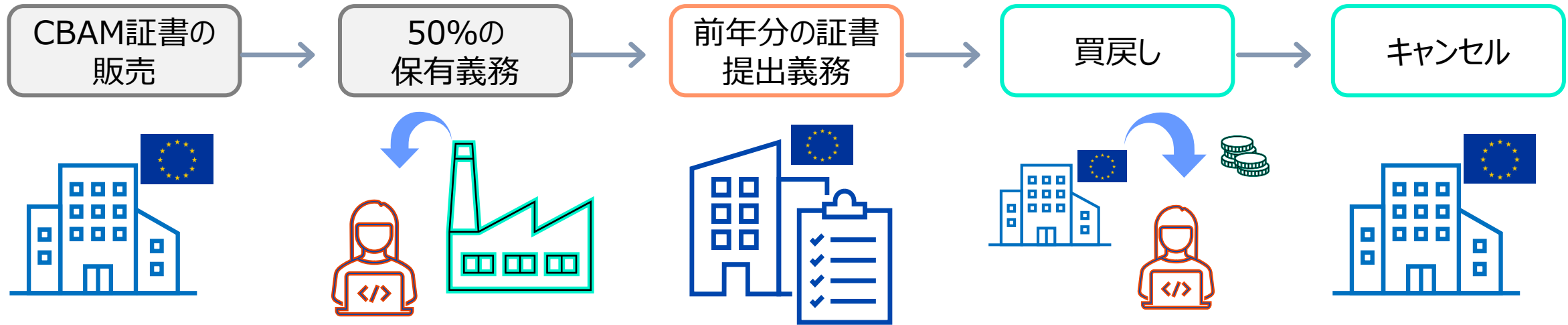
2027年分50%保有義務

- ・2027年6月末までに1月～3月分の50%以上の証書を購入
- ・以降四半期ごとに50%以上を維持する



- ・2028年9月30日までに100%分を提出
- ・2028年10月31日までに余剰分を買戻し

2027年の動き



2027年2月から販売開始

2026年分申告・提出義務

- ・2027年9月30日までに2026年分(100%)の証書を購入
- ・購入時はデフォルト値、もしくは実績値を使用



- ・2027年9月30日までに提出
- ・買戻しは2027年中のみ受付
- ・2026年分として購入した証書は、2027年11月1日に全てキャンセルされる

実測値を採用する場合は、2027年9月に間に合うよう第三者検証を完了させないと、CBAM証書の購入枚数に反映することが出来ません。

CBAM証書の価格



CBAM証明書の価格は市場任せではなく、欧州委員会がルールに基づいて算定します。



CBAM証明書の価格は、**EU ETSの炭素価格と連動**しています。

2027年分以降のCBAM証書のルール



その週のEU-ETS
オークション



終値にて週平均を
算出

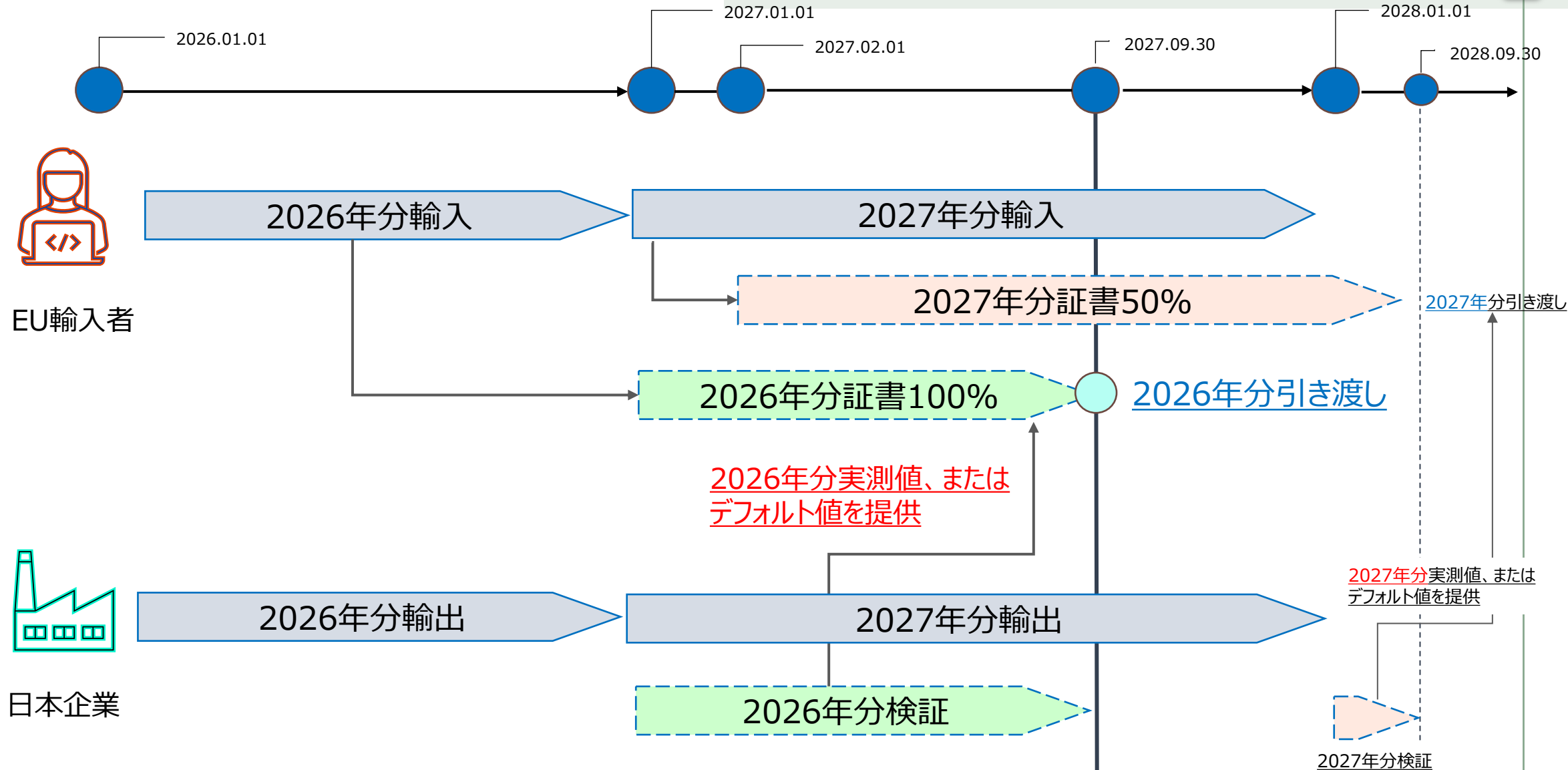


翌月曜日に欧州委員会が
ウェブサイトで公表

2026年分のみ

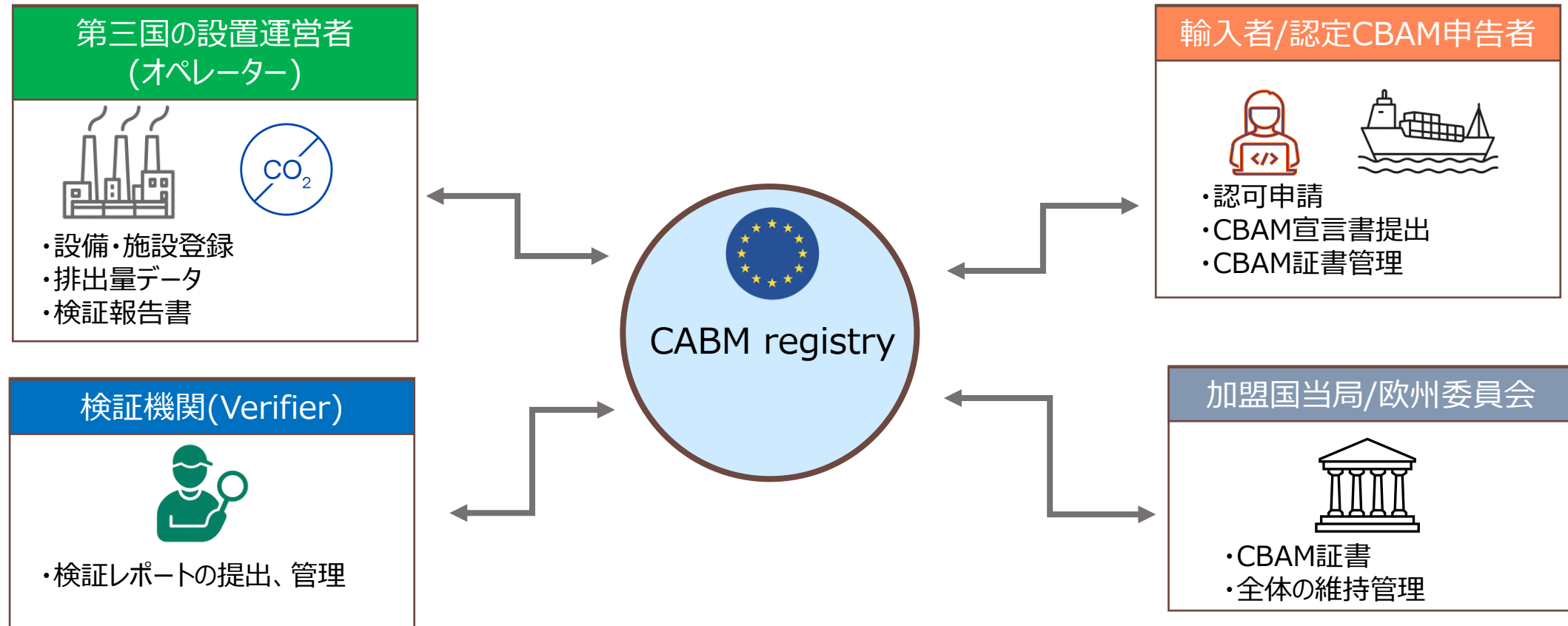


貨物の輸入が行われた四半期の、EU-ETSオークション四半期平均価格



CBAM Registry

CBAM Registryは、欧州委員会が設立する、CBAM証書の管理やCBAM宣言、認可申請、および第三国の設置運営者（オペレーター）や設備の登録などを扱うための標準化された電子データベースです。



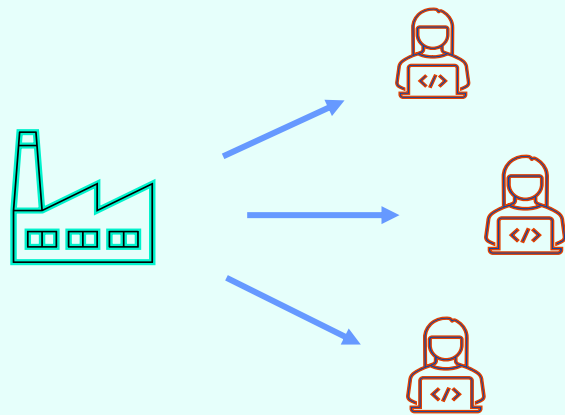
CBAM Registry オペレーター登録

第三国の 事業者(オペレーター)が登録するメリット

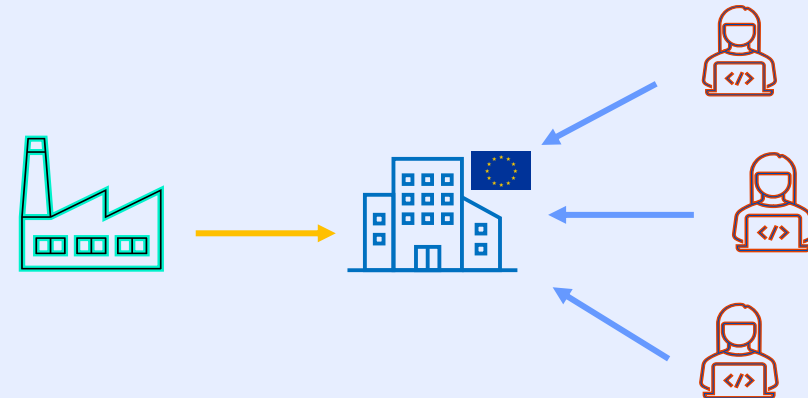
目的

- 1、事業者、検証者、または認定されたCBAM申告者が登録した情報の検証および認証を円滑に行うこと。
- 2、事業者、検証者、独立した者、および認定CBAM申告者間の情報交換を円滑に行うこと。

通常は輸入者に対して、個別に報告します。



登録をすることで、輸入者側から情報を取りに行くことになります。



CBAM Registry

オペレーター登録について



登録の有効期限は
5年



登録後
体化排出量の報告
が必須



報告する体化排出量は
第三者検証が必須



オペレーターから輸入
者への**承認が必要**

オペレーター登録は現時点では任意ですが、
2028年からは第三者検証を実施する場合は必須になる予定です。

まとめ

CBAM証書の50%保有義務

年次CBAM申告 + CBAM証書提出義務

CBAMにおいて、第三国の事業者は、EU輸入者が必要なCBAM証書数を算定するための根拠となる排出量データを報告・提供する必要があります。

輸入者はCBAM申告者として、CBAMレジストリに登録します。

第三国の事業者がオペレーターとして登録行うことが出来ます。登録した場合は第三者検証が必須。現時点は任意ですが、2028年からは第三者検証を実施する場合、必須になる予定です。

お問い合わせ先
テュフズードジャパン株式会社
IS CAC部 森 雅史

E-mail: masashi.mori@tuvsud.com

HP : [EU 炭素国境調整メカニズム（EU CBAM）規則に関して | テュフズードテュフズードジャパン](#)